

親子農業共同経営と相互扶助的刈分小作に関する比較研究

東北タイ・ドンデーン集落における家族周期の分析

誌名	農林業問題研究
ISSN	03888525
著者名	宮崎, 猛
発行元	富民協会
巻/号	21巻2号
巻号補足	
掲載ページ	p. 72-79
発行年月	1985年6月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター

Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



親子農業共同経営と相互扶助的

刈分小作に関する比較研究

——東北タイ・ドンデーン集落における家族周期の分析——

宮 崎 猛

1. は し が き

タイ国東北部はタイ全国の $\frac{1}{3}$ の人口と水田を擁しており、その大部分は天水田における自給米の生産を主としている。1970年から'80年の10年間における同国の稲作面積の増加は223万haと著しく、その少なからぬ部分は東北タイにおける増加面積である。それゆえ東北タイの多くの集落は、開拓村としての性格が強い。本稿において分析対象とするドンデーン集落も、東北タイの中心都市コンケンへの近くに位置しており、開拓村としての性格を保持している。これらの集落では、重要な農業経営形態のひとつとして親子農業共同経営がみられる。

第1次大戦後のわが国においても、開墾地など生産力の低位不安定な地域では、刈分小作関係にある地主と小作人とが農業共同経営を組織していた事実が指摘されている。またアメリカ合衆国では、親から子への農業経営の移譲形態として父子共同経営がみられる¹⁾。以上の事例は、特定の条件下では一方の世帯が労働力のみを提供し、他方の世帯が農地と資本等を提供する経営体を、農業共同経営として定義できることを示している。本稿における第1の課題は、農業共同経営の概念とその会計分析方法とについて考察して、東北タイ農村における親子農業共同経営の意義と役割ならびに家族周期からみたその展開過程を明らかにすることである²⁾。

また東南アジア諸国における刈分小作について、地主・小作関係の特徴から不在大地主型、パトロン・クライアント型、相互扶助型の3類型が指摘されている。このうち相互扶助的の刈分小作について、一方では刈分小作農を自己完結の経営単位として捕捉できないことが、他方では抽象的な小作地の発生条件がそれぞれ指摘されている³⁾。しかし、これらの論点は抽象的条件の提示に留まり、後述するように親族間の濃密な協働・互酬関係や伝統的土地所有を前提に、刈分小作

の経営単位やその発生原理について考察する視点が欠落している。本稿における第2の課題は、親子農業共同経営と刈分小作の比較分析により、相互扶助的の刈分小作の発生原理を試論的に明らかにすることである。そのために刈分小作世帯と刈分地主世帯とを家族周期の各局面に位置づける方法をとる。

上記課題の分析のために、ドンデーン集落の農家経済調査結果を利用する。この調査は文部省科学研究費補助金海外学術調査「タイ国村落構造の動態的研究」計画（代表：石井米雄）の一員として実施した。調査対象農家は66戸であり、集落内全世帯の中から水田所有規模階層別に37.5%の割合で選定した。本集落では親子農業共同経営が広範囲にみられ、近年、農外就業機会の拡大により刈分小作が増加している。1981年現在、調査農家の自作地率は38%、共同経営地率は39%、小作地率は23%であり、上記課題を考察するための調査対象集落として適切であると思われる。

2. 農業共同経営の概念とその会計分析方法

(1) 農業共同経営の概念

わが国の農業共同経営は、複数の農家が労働力、土地、資本を提供して単一の経営体を形成し、生産から収益分配、危険負担まで共同で行うものと定義できる⁴⁾。農業共同経営には、経営要素の結合体である経営体的側面と人的結合体である組織体的側面とがある。前者では全参加農家による土地あるいは資本の出資とそれに対応する収益分配に、後者については経営の意思決定が構成員全員により行われる点にそれぞれ特徴がある。この場合、出資と経営および労働と資本が未分離で、営利を目的とする自作農を対象とする農業共同経営の定義であり、土地や資本の近代的所有権と個別農家間の人間関係が近代であることを前提としている。

しかし上記の農業共同経営の概念では、前述した刈分小作関係にある地主と小作人による共同経営や初期

段階の父子共同経営、東北タイ農村の親子農業共同経営を、その中に包含しえない内容となっている。これらの事例は経営要素の提供内容からみると、地主と小作人あるいは農村労働者と雇用者の関係と同一である。しかし経営の意思決定主体や危険負担の主体についてみると、複数世帯⁹⁾による共同決定や共同の危険負担が確認できる。それゆえこれらの事例は、地主と小作人あるいは農村労働者と雇用者の関係とは区別できる共同経営としての特徴を保持しているし、この限りで従来の農業共同経営の定義は補足される必要がある。

農家経済における農業経営体を認識する場合、擬制的に経営体と経営要素出資体（家計）とを分離して考える。すなわち、企業会計の公準である企業実体を前提としている。農業経営体を出資体から独立した経営要素の組織体として把握する場合、出資体の経営要素所有と経営体の資産所有とは分離して考える必要がある。この点は農業共同経営についても同様であり、出資と経営が未分離の段階でも、出資体である複数世帯の経営要素所有と共同経営における資産共有とは区別して考える。わが国の農業共同経営では出資体における近代的な経営要素所有と、経営体における資産共有とは区別できるし、この場合全参加農家による土地あるいは資本の出資が、経営体における資産共有とその構成員による共同意思決定の基礎条件となる。

ところでアメリカ合衆国の父子共同経営やタイ国東北部でみられる親子農業共同経営は、出資と経営が未分離の段階にある。この場合、出資体における経営要素所有と経営体における資産所有とは同一のものである。それゆえ、この段階の共同経営では複数世帯の出資体において、経営要素共有の条件が成立していなければならない。そこでは出資体における経営要素の所有形態が、経営体における資産共有とその構成員による共同意思決定とを規定している。

東北タイの調査集落では、近代的土地所有権とは異なる土地所有形態がみられる。そこでは親子・兄弟姉妹間の濃密な相互扶助を目的として、農地の使用・処分について当該親族内で強い相互規制がみられ、私的 land 所有権が厳しく制限されている。すなわち、1組の夫婦が結婚後も、夫と妻はそれぞれの親を中心とする親族と密接な関係をもち、相続した農地は各々の親族の経済的機能を強化するために活用される。それゆえ、当該親族内では共有に近い土地所有形態がみられ、これを伝統的土地所有と呼ぶ¹⁾。農地の使用・処

分について強い相互規制がみられる親族内で組織される共同経営では、共有に近い土地所有意識が存在することから、共同決定の基礎条件は必ずしも全参加農家による土地あるいは資本の出資に囚われない。この場合労働多投型の農業技術水準にあることから、労働力の提供関係がより重要な共同決定の条件となる。

伝統的土地所有下では、濃密な相互扶助が期待される親子・兄弟姉妹をひとつの意思決定単位として、農業共同経営が組織される。この場合、経営要素の出資関係には共有に近い土地所有と労働力の均等提供の特徴があり、生産の不安定性に対する共同の危険負担および自給食糧の確保を目的とする濃密な相互扶助に、共同決定の成立条件がある。伝統的土地所有下の農業共同経営をこのように理解するならば、親世帯が農地、労働力、主要資本を提供し、子供世帯が労働力を提供して運営される単一の経営体は、雇用者と農村労働者との関係とは異なり、ひとつの共同経営として把握できる。同様に兄弟姉妹関係にある2つの世帯について、一方が農地と主要資本を出資し、他方が労働力のみを提供する経営体も、特定の条件下では地主・小作関係として意識されずに、一種の共同経営として考えられる。この場合、共同経営の特徴として重要なことは、全参加農家による土地あるいは資本の出資とそれに対応する収益分配ではなく、その構成員における土地所有形態と相互扶助関係とである。

このように共同経営を広義に把握すると、前述した刈分小作関係にある地主と小作人の共同経営や初期段階の父子共同経営をその中に包含できる。前者では開墾地の土地所有権が弱く、慣行小作権が発生しやすい条件と、開墾地の地主と小作人の関係は本家・分家関係あるいは分家扱いされた奉公人等疑似親子関係の場合が多いことから、また後者では農地相続を前提とした親子関係であることから、いずれも共有意識に類似した土地所有関係と相互扶助の性格とが成立する。

（2）農業共同経営の会計分析方法

本集落の農業共同経営では土地・資本の所有者と主要な耕作者が人的に分離していることから、その経営体の認識には会計主体論の企業主体理論が適用できる。この場合、土地・資本の所有者と耕作者が経営の危険負担を共同で担当し、企業利潤が両者に配分される。それゆえ当該経営では、土地・資本への付加価値配分額と労働力への付加価値配分額とが、事前に費用として確定できないことから、耕作者の提供する労働力と他の者が出資する土地・資本とを、共に内給経営

要素として把握する必要がある”。

本集落の農業共同経営には、全面共同経営と部分共同経営との2類型がみられる。これらは子供世帯が親世帯から農業経営と家計の両面で経済的に自立していく家族周期の局面に対応している。子供が結婚した当初は、通常親夫婦と子供夫婦とは数年間同一家屋に同居する。その後子供夫婦は親夫婦の家屋から出て独立し、同時に両世帯間で全面共同経営が開始される。全面共同経営の対象作物は、水稲作、畑作、野菜作、畜産の全部門に及んでおり、自給生産物は分配されずに、共同で保管・消費される。それゆえ両世帯間では濃密な相互扶助を目的に、貨幣経済部門を除いた家計面では部分共同関係がみられる。全面共同経営の多くは親世帯とその娘世帯との間で契約され、中には3～4世帯がひとつの共同経営を組織する場合もある。

部分共同経営では、家計面について子供世帯における親世帯からの自立化が進み、子供世帯が米倉を建築して、収穫物の分配が行われる。その対象作物は水稲作と畑作であり、収穫物の折半分配が大部分である。この場合、家計面における両世帯間の相互扶助関係は希薄化するし、経済的には子供世帯は親世帯から独立する。また契約関係は親子間で多いが、その他の親類関係や隣人との間にも部分共同経営が一部みられる。共同経営の契約期間は通常1年から数年間と不安定であり、複数の子供世帯を順次選定していく場合が多い。しかし中には契約関係が10年以上、特定の親子間に固定している場合もみられる。

以下調査農家について、世帯主の年齢と家族構成員の状態とを基準に階層区分し、それらの階層を家族周期に対応して再編成することにより、家族周期からみた所得経済の変遷を視点に親子農業共同経営と刈分小作とについて分析する。この場合、全面共同経営に参加する親子の複数世帯については2通りの分析方法をとる。その第1は、これらの世帯が農業経営と家計面のうち現物経済とについて共同関係をもち、伝統的土地所有下での相続を前提とする土地共有意識と濃密な相互扶助関係とがみられることから、親世帯と子供世帯との所得経済を連結し、ひとつの所得経済単位として分析する。第2は、子供世帯における所得経済の展開を明らかにするために、両世帯の所得経済を分離して分析する。

一般会計学における連結会計分析は、支配従属関係にある2つ以上の会計からなる経営集団を単一の組織体とみなして、その会計状態を連結して総合的に表

示、分析する方法である。この場合、経営集団内部の投資と出資相当持分とは相殺消去されるのが、連結貸借対照表の特徴である。それゆえ、全面共同経営に参加する親世帯と子供世帯との所得経済について連結会計分析する場合、当該世帯間の農地や資産の貸借は相殺消去される。

しかし、全面共同経営の関係にない世帯については、世帯をひとつの経済単位と考えることができる。水稲作や畑作を対象とする部分共同経営や水稲作を対象とする刈分小作については、これらの経営体が各世帯の所得経済から独立して組織されたものと擬制的に考え、当該世帯の所得経済には当該経営体からの分配所得が配分される。また、その他の農業経営形態は、単一世帯において経営が完結する自作農であり、世帯をひとつの所得経済単位として把握することができる。

3. 東北タイ農村における親子農業共同経営の展開

（1）親子農業共同経営と家族周期

調査農家について世帯主の年齢と家族構成員の状態とを基準に階層区分し、それらの階層のうち親子農業共同経営に関する部分を家族周期に対応して再編、表示したのが表1である。表では全面共同経営に参加する親子の複数世帯以外に、親子農業共同経営に至る前段階に位置する自作農世帯のうち、子供が未婚・就業者の世帯と2世代同居世帯でかつ親が子供夫婦へ援助している世帯の2つの階層についても示している。なお表では、各階層とも調査農家1戸当たりあるいは全面共同経営1件当たりの平均値を示しており、内容は家族や資産の状況、所得、家族農業労働時間など、所得経済の分析に限定している。

表の親子農業共同経営は、全面共同経営に参加する親子の複数世帯について連結会計分析した結果である。親子農業共同経営は、参加世帯からの経営要素の出資内容の違いから3つの階層に区分できる。第1は子供世帯に農地も含めた農用固定資産が蓄積されておらず、農地や資本の出資がみられない。それゆえ子供世帯は労働力のみ提供する階層である。第2は子供世帯に若干の農用固定資産が蓄積され、農地についても菜園のみが所有されている。この階層では子供世帯は労働力の他に、若干の資本、農地を出資する。第3は子供世帯の所有農地や固定資産の蓄積がすすみ、複数世帯が労働力、資本、農地を共同出資している階層で

表一 親子農業共同経営と家族周期

家族・資産・ 所得・農業労働時間				家族周期				自作農世帯				自作農世帯				親子農業 共同経営				親子農業 共同経営				親子農業 共同経営			
				子共が未婚・就 業				2 世代同居世 帯、親が子供 夫婦へ援助				子供世帯による 労働力へのみの提 供				子供世帯による 労働力・菜園・ 若干の資本出資				労働力・農地・ 資本の共同出資							
家族の 状況	父親の年齢		母親の年齢		52		46		58		49		56		52		58		54		61		54				
	夫の年齢 (子供世帯)		妻の年齢 (子供世帯)		長 子 25				27		25		29		25		33		32		34		32				
	家族数	就業者数	農業就 業者数	7.3	4.3	3.8	8.2	6.2	4.7	7.8	6.0	4.2	10.3	6.3	5.8	8.8	5.0	4.4									
資産の 状況	所有地面積		経営地面積		24.8		23.3		16.9		22.6		31.7		32.7		38.2		37.5		29.0		28.0				
	大家畜頭数		豚 頭 数		2.8		4.8		3.3		—		4.0		0.8		5.6		0.5		4.2		0.6				
	営業用固定資産現在価				70,928				9,113				49,957				32,730				15,568						
所得・ 労働時間	農 業 所 得		農業所得率		58,830		64		59,208		60		61,097		49		63,660		62		53,778		58				
	農 外 所 得		農外所得率		22,902		36		39,024		40		63,276		51		39,359		38		39,320		42				
	家 族 農 業 労 働 時 間				4,821				5,140				5,440				8,206				6,065						
調査対象農家数・件数					4 戸				6 戸				5 件－10 戸				4 件－8 戸				5 件－12 戸						

注1)資料：筆者調査による（以下の図表も同じ）

2)単位：歳，人/戸，ライ/戸，頭/戸，パーツ/戸，%，時間/戸（1ライ＝0.16ha，1パーツ＝約10円）。

3)所得・労働時間は1982年，家族・資産の状況は1982年12月末についてそれぞれ示している。数値は調査農家1戸当りあるいは共同経営1件当りの平均値である。

4)営業用固定資産現在価については，調達時価により評価した。（土地は除く）。

5)所得経済のうち，自給生産物については極力市価評価により所得に含めている。小作料収入，農産物仲買による収入，漁業等の副業収入などから得られる所得は農外所得に含めている。

ある。

各階層における家族構成員の平均年齢についてみると，子供が未婚・就業者の自作農世帯→親が子供夫婦へ援助している2世代同居自作農世帯→親子全面共同経営と展開するのに対応して漸次高齢化していく。また親子全面共同経営の中でも，子供世帯が労働力のみ提供する階層→子供世帯が労働力，若干の資本，菜園を出資する階層→親子両世帯が労働力，資本，農地を共同出資する階層と展開するのに対応して，家族構成員の平均年齢は高まる（表一1）。それゆえ表の左から右への各階層の展開は，本集落における家族周期に対応しているものと思われる。すなわち親子農業共同経営は，最初の娘が結婚して親と同居する2世代同居自作農世帯を経て，次の娘の結婚と同時に最初の娘夫婦が世帯を独立した時点で始まる。独立した当初の子供世帯は，農地や農用固定資産を所有していないことから，共同経営には労働力のみを提供する。その後子供世帯は相続や購入により所有農地や資産を蓄積し，親の死亡あるいは相続の完了を契機に全面共同経

営を終了する。それゆえ親子全面共同経営は，成長した子供が順次結婚し，親との同居期間を経て，親世帯から独立して行く家族周期の一局面で展開される農業経営形態であり，農地・資産の相続と農業技術の傳承を含めた親から子への農業経営の移譲形態である⁸⁾。

表のうち，農業就業者数，経営地面積，家畜頭数，農業所得，家族農業労働時間についてみると，子供世帯が労働力と若干の資本，菜園を出資する親子全面共同経営をピークに，それ以前では家族周期に対応して増加し，それ以後では減少している。この傾向は，全面共同経営のうち子供世帯のみについてみても，農地面積を除いた他の項目について該当する（表一2）。親子両世帯が労働力，資本，農地を共同出資する段階では，親世帯から子供世帯の排出がすすみ，就業者数が減少すると同時に，親から子への相続により農地や資産が減少することから，農業所得や家族農業労働時間が減少するものと思われる。他方，子供世帯では親世帯からの自立化が進むのに対応して，農業経営のみならず農外所得の獲得に力を入れる結果，農業所得や

表一 2 親子農業共同経営における子供世帯の状況

親子農業共同経営の 家族・資産・ 所得・農業労働時間				子供世帯による労働力 のみの提供			子供世帯による労働力・ 菜園・若干の資本出資			労働力・農地・資本の 共同出資		
家族	家族数	就業者数	農業就業者数	3.2	2.0	1.0	4.5	2.0	2.0	4.0	2.0	1.6
資産の 状況	所有地面積		経営地面積	—			0.1		0.1	6.8		7.8
	大家畜頭数		豚頭数	—			0.8		—	0.6		0.6
	営業用固定資産現在価			—			1,900			5,590		
所得・ 労働時間	農業所得		農業所得率	6,663		25	19,106		79	16,315		55
	農外所得		農外所得率	20,108		75	4,938		21	13,465		45
	家族農業労働時間			1,614			3,006			2,637		

注1)資料，単位などは表一1と同じ

2)親子両世帯間の貸借関係は示していない。

3)全面共同経営における親世帯と子供世帯との分業の展開に対応して，子供世帯の農業所得については，子供世帯に委託された生産部門における所得のみを示している。

家族農業労働時間等が減少するものと思われる。

(2) 親子農業共同経営の成立条件とその役割

親子農業共同経営は，すべての親子世帯について成立するわけではない。その成立条件には，第1に親世帯における農地面積や農用固定資産の規模が大きい第2に家族員数が多い。第3に両親が健在であり，子供への統制力が強いことなどが考えられる。

親子農業共同経営は，農地・資産の相続と農業技術の伝承を含めた親から子への農業経営の移譲形態であると同時に，技術水準の低い農業経営における生産力向上方策でもある。この場合，大規模経営においては農業労働力の確保と作業能率の向上とが，生産力向上のために重要である。共同経営では農繁期の労働力確保とともに，生産部門別の担当分担制をとり，協業と分業を採用することにより，作業能率の向上を図っているものと思われる。

子供夫婦における農業技術の習熟度が高まり，その相続対象となる農地や家畜が確定するのに対応して，全面共同経営の中でも分業化が進展する。親子間で農地や家畜の使用貸借が行われ，当該経営について親世帯は子供世帯に委託する。やがて家計面における子供世帯の自立化がすすむのに対応して，全面共同経営は解消され，特定部門を対象とする部分共同経営へと展開する。この場合，当該生産部門における生産物は現金あるいは現物により親子両世帯に分配される。部分共同経営の対象地は，契約終了後その一部あるいは全

部が親から子へ相続されるか，使用貸付けされる。しかし契約関係が，その他の親類関係や隣人である場合は，この限りでない。

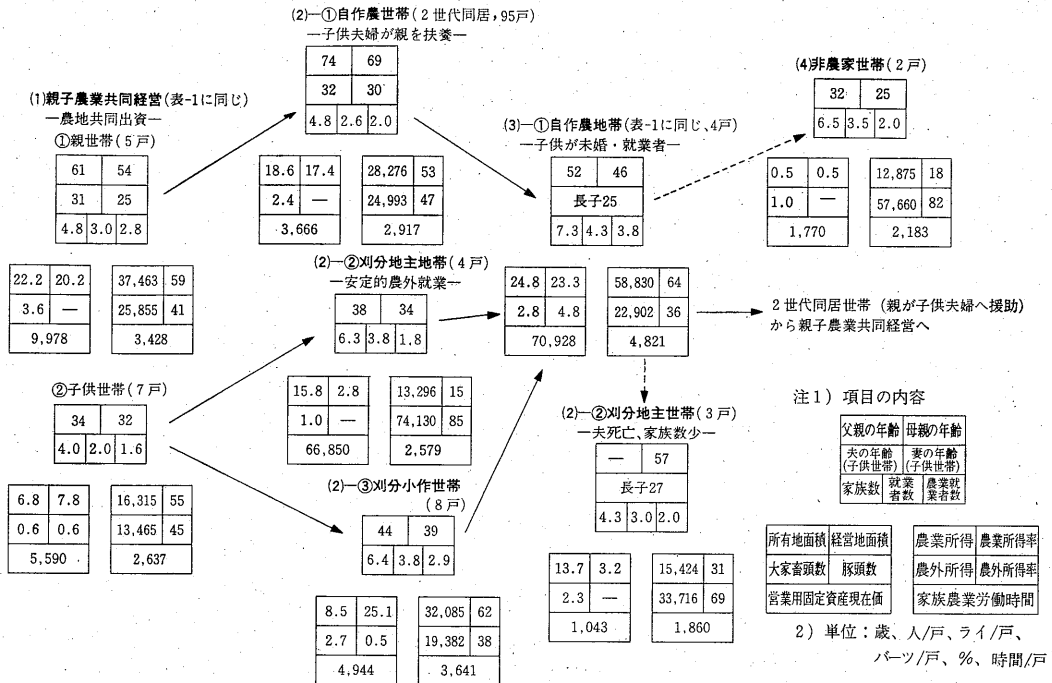
4. 相互扶助的刈分小作の発生原理

(1) 刈分小作・自作と家族周期

調査農家について世帯主の年齢と家族構成員の状態とを基本に階層区分し，それらの階層のうち親子農業共同経営終了以降の家族周期を図示したのが図一1である。図では，その始点と終点に，表一1と表一2から親子両世帯が経営要素を共同出資する共同経営と子供が未婚・就業者の自作農世帯とを，参考のために示している。

通常両親は末娘夫婦と同居し，子供世帯との全面共同経営終了後は，子供夫婦が親を扶養する2世代同居自作農世帯となる。この場合，農地や農用固定資産は相続により，全面共同経営時よりも減少し，就業者数，所得，家族農業労働時間は，親の老齢化により減少する。子供世帯は，親世帯との全面共同経営終了後，刈分地主世帯と刈分小作世帯へと展開する。前者は，小売商，運送業，野菜仲買業や賃金収入等安定的農外就業に従事する世帯であり，所有水田の大部分は刈分小作に出している。後者は，相続・購入した所有農地が零細であり，多くの経営農地は刈分小作により調達する世帯である。この刈分地主世帯，刈分小作世帯と全面共同経営時の子供世帯とを比較すると，両世帯とも

図－1 刈分小作・自作と家族周期



子供の就業者化により就業者数は増加している。しかし前者では農業経営が縮小しているのに対して、営業用固定資産現在価や農外所得が拡大している。後者では、とくに農業経営の拡大が著しい。

子供夫婦が親を扶養する2世代同居自作農世帯、安定的農外就業をもつ刈分地主世帯および刈分小作世帯は、自作地や家畜頭数の拡大、営業用固定資産の蓄積や子供の就業者化による所得拡大により、子供が未婚・就業者の自作農世帯へと展開する。この自作農世帯は、前述したように親が子供夫婦へ援助する2世代同居自作農世帯を経て、親子全面共同経営へと展開する。しかし、これら通常の家族周期に位置する世帯や経営体以外に、調査農家の中には次の2つの階層がみられた。第1は夫が死亡し、家族数が少ない刈分地主世帯である。その所有水田の大部分は刈分小作に出し、子供の多くは農外就業者である。第2は農地を所有していない非農家世帯である。この場合菜園経営がみられるが、農業所得は少く、農外所得が多いことから非農家世帯とした。

本集落は都市近郊に位置することから、近年都市化の影響を強く受け、農外就業機会や現金収入源は拡大している。それゆえ図のうち、安定的農外就業をもつ

刈分地主世帯や非農家世帯は、農外就業機会の拡大に対応して近年発生してきた世帯類型と思われる。

刈分小作は、農地と比較した労働力の相対的過不足状態の発生を契機に成立する。図の刈分小作世帯では、相続・購入した所有農地が零細であり、農地と比較した労働力の相対的過剰状態が刈分小作世帯の成立条件である。これに対して、安定的農外就業をもつ刈分地主世帯や夫が死亡し、家族数が少ない刈分地主世帯では、いずれも十分な農地を所有しているにもかかわらず、農業労働力とくに基幹男子労働力が相対的不足状態にある。この点が刈分地主世帯の成立条件である。刈分地主世帯における農地と比較した基幹男子労働力の相対的不足状態が成立する要因は、前述したように第1に夫が安定的農外就業に従事している場合であり、第2に夫が死亡した場合である。このうち本集落についてみると、前者は農外就業機会の拡大に対応して近年発生してきた今日的要因であり、後者は従来からみられた要因である。

(2) 東北タイ農村における刈分小作の実態

本集落では、小作料が一定の分配比率に基づき現物形態で支払われる刈分小作がみられる。その対象作目は水稻であり、契約相手は妻や夫がそれぞれの親類に

貸付ける場合が多いが、隣人・知人に貸付ける場合もある。契約期間は1年から3年と短期間である場合が多いが、親類間で契約される場合は、5年以上に渡る事例もみられる。刈分小作の小作料率には、50%、40%、33%の3種類がみられる。1970年代に契約された刈分小作では、親類間の契約が多く、小作料率も大部分が50%であった。しかし'80年代に契約された刈分小作では、隣人・知人間の契約が増加し、小作料率は親類間の場合が40%や33%、隣人・知人間の場合が50%と、当事者間の相互扶助関係における濃淡の差異により使い分けられている。刈分小作は近年増加傾向にあるが、その当事者間の関係は従来の親類関係から隣人・知人関係へと広域化し、親類間の刈分小作における小作料率は、低下傾向を示している。

刈分小作のうち兄弟姉妹間で成立する場合と隣人・知人間で成立する場合とでは、農業共同経営の定義と関連して、次の点で区別される。前述したように、伝統的土地所有下にある兄弟姉妹の所有地については、その使用・処分が相互規制されており、その範囲内で成立する「刈分小作」は、弱者救済を目的とする相互扶助の性格が強く、一種の部分共同経営と考えられる。これに対して、隣人・知人間では土地所有者は農地の使用・収益・処分権が比較的自由に主張でき、そこで成立する刈分小作の相互扶助の性格は希薄化する。それゆえ、隣人・知人間の刈分小作は地主・小作関係として把握できる。

（3）相互扶助の刈分小作の発生原理

本集落でも人口と世帯数の増加により、農家1戸当たり平均所有農地面積は減少してきた。各世帯に十分な所有農地が確保され、子供世帯についても相続と開墾、購入により、比較的容易に所有農地が獲得できた時期には、恒常的な刈分小作世帯や刈分地主世帯は存在しなかったものと推測できる。当時の家族周期は、親子全面共同経営終了後の親世帯と子供世帯とが、ともに自作農世帯へと展開していたものと考えられる。

その中で刈分小作は夫の出稼ぎや死亡を契機に、当該世帯とその兄弟姉妹の世帯との間で契約され、基幹男子労働力の相対的不足状態が解消されるまでの過渡的相互扶助形態としてみられたのではないだろうか。近年、隣人・知人間で契約される刈分小作が増加傾向にあるが、数年前までの刈分小作は、兄弟姉妹間で契約される場合が支配的である（表-3）。また本集落における1966年の農家調査でも、純粹の小作農が皆無であり、小作地が全耕地に占める割合は約8%と少なかったことも⁹⁾。上記の推論を裏付けている。

刈分小作の初期形態を兄弟姉妹間の相互扶助として把握する場合、前述した理由からそれは一種の部分共同経営と考えられる。すなわち、第1に農地の利用と処分が親子・兄弟姉妹における相互扶助を目的とする共同意思決定を前提としており、伝統的土地所有下における共有に近い土地所有形態がみられる。第2に生産の不安性に対する危険負担を共同で行う。第3に経営要素の共同出資に対する生産物の定率分配形態をとることが、その理由である。また、親子複数世帯による水稻作部門の共同経営が、親の死亡と水田相続を契機に兄弟姉妹間の「刈分小作」へと展開した事例もみられる。この限りで相互扶助の刈分小作の原型は、兄弟姉妹間で契約される「刈分小作」であり、その初期形態は一種の部分共同経営と考えられる。

しかし今日では、本集落における農外就業機会と現金収入源の拡大とを背景に、刈分小作の契約関係が隣人・知人間に広く普及してきており、この場合の刈分小作に係る土地所有者と耕作者とは、地主・小作関係にある。

5. む す び

タイ国における刈分小作のうち、中央デルタ地帯における不在大地主型の成立過程はすでに明らかにされている¹⁰⁾。それは農外資本が大規模に農地を集積することにより成立してきた。これに対して、天水田にお

表-3 刈分小作の対人関係別件数の推移

年次 地目・対人関係		1979		1980		1981		1982		1983	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
田	兄弟姉妹	8	84.5	9	92.5	9	92.5	9	92.5	9	102.5
	その他の親族	1	18.8	1	18.8	3	56.8	3	56.8	7	91.8
	隣人・知人他	3	38	6	62.5	7	88.5	8	107.5	10	125.5
畑	兄弟姉妹	1	9	1	9	—	—	—	—	1	6

注) 単位：件、ライ

ける自給米生産を主とする開拓農村での農業経営や刈分小作に関する研究は、未だ不十分である。

本稿では、従来自作農が大半を占めると考えられていた東北タイ農村における農業経営のうち¹¹⁾、その支配的形態のひとつである親子農業共同経営と近年増加傾向にある刈分小作とを考察対象として、家族周期と農業経営の関係を分析した。その結果、相互扶助的刈分小作の初期形態は兄弟姉妹間の「刈分小作」であり、その原型は部分共同経営にあることが明らかとなった。

開拓農村では農家間の血縁的結合が極めて強く、地縁的結合は弱い。共同経営や刈分小作を相続同様に、農地の配分方法と考えた場合、本集落では土地所有者に対する近親度の違いに応じて、農地の等級別配分が行われている¹²⁾。すなわち、近親者には相続や共同経営により優等地が配分され、遠親者には刈分小作等により劣等地が配分されている。このように共同経営や刈分小作を理解するならば、親子農業共同経営や相互扶助的刈分小作は開拓農村に特有の経営形態であると考えられる。

注1) 前者は横山芳介「地主小作の農業共同経営」

『帝国農会報』15巻7号、1925年4月、後者はHopkins and Heady “Farm Records and Accounting” 桑原正信他共訳、富民協会、昭和36年7月、貝原基介「父子農場——アメリカにおける類型」『農業と経済』30巻4号、昭和39年4月参照。

2) 水野氏は本集落における調査結果から、タイ農村の社会構造を理解するための核心となる概念として「屋敷地共住集団」を明らかにした。しかし、その実態は近い親類関係にある複数世帯の共住よりも、農業経営や生活に関する相互扶助が基本的に重要な機能となっている。本稿では「屋敷地共住集団」の農業経営体的側面を、親子農業共同経営と呼ぶ。水野浩一『タイ農村の社会組織』創文社、昭和56年1月参照。

3) 藤本彰三「マレー人稲作農民の土地制度と地主・小作関係」『アジア経済』22巻7号、1981年7月や福井清一「互酬的刈分小作制度の経済分析」大明堂、昭和59年4月では、相互扶助的刈分小作を村落社会における社会経済的機構の一部分、あるいは地主・小作関係を一種の内部組織とみている。また北原淳「タイ米作農業の経済構造(Ⅰ)」『アジア経済』15巻4号、1974年4月では相続・開墾・購入による土地所有の制限が人口・世帯数の増加に対応して、所有農地面積規模を零細化させ、自作農の家族周期を崩壊させる点に、小作地の発生要因を求めている。

4) 現代日本の農業共同経営の概念は、阿部亮耳

「農業共同経営の会計主体」同『農業財務会計論』明文書房、昭和49年2月、綿谷起夫著作集3巻『農業生産組織論』農林統計協会、昭和54年12月、吉田博『農業生産共同組織論』農林統計協会、昭和55年11月参照。

5) 世帯とは、住居および生計をとともにする者の団体である(『広辞苑』)。住居が異なる場合でも、所得経済と家計経済とについて完全な共同関係が認められる者は、単一の世帯を形成する。本稿の分析対象である親子農業共同経営に参加する親と子とは、以下の理由からそれぞれ独立した世帯を形成しているものと判断する。第1に、子供夫婦は親夫婦から独立した住居を所有している。第2に、子供夫婦と親夫婦との経済関係のうち現物経済については完全な共同関係が認められるが、貨幣経済については両者は独立している。本集落における所得経済についてみると、水田(米)や菜園(野菜)を対象とする現物経済と、畑、畜産、農外就業を対象とする貨幣経済とがある。これらのうち子供夫婦は、とくに農外就業による現金所得の獲得とその消費について、親夫婦と独立した意思決定単位を形成している。なお、本集落における現物経済と貨幣経済に関する詳細は、宮崎猛「東北タイ農村における農地賃借と農業共同経営に関する経済分析」『アジア経済』25巻11号、1984年11月参照。

6) 伝統的土地所有は宮崎前掲稿を、また親族組織の相互扶助の実態は口羽益生・武邑尚彦『「屋敷地共住集団」再考』『東南アジア研究』21巻3号、1983年12月参照。本稿では、親族を親とその子供により構成される血縁集団の意味で使用している。また濃密な相互扶助とは、現地語で「共働共食共用」と表現される内容を指し、農業経営や家計面における共同関係を言う。

7) 農業共同経営への企業主体理論の適用は、宮崎猛「会計主体論と経営体認識の諸類型」『農業計算学研究』17号、1984年10月参照。

8) 本集落では老親が末娘夫婦により扶養される場合が多く、親から子供への農地相続も娘、とくに末娘に有利な割合で行われる場合が多い。息子の農地相続は比較的少く、家畜や住居を含めた農地以外の固定資産を相続する場合が多い。

9) 本集落における1966年の農家調査については、水野前掲書参照。

10) この点については、友杉孝「タイにおける土地所有の展開過程」齊藤仁『アジア土地政策論序説』アジア経済研究所、1976年参照。

11) この点については、滝川勉「東南アジア土地制度論」『アジア経済』19巻3号、1978年3月参照。

12) この点については、宮崎前掲稿参照。

(筆者・京都大学農学部)